

☆長崎県特定不妊治療費の助成を申請される方へ☆

長崎県では、高額の治療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成しています。

1. 対象者

法律上の婚姻をしているご夫婦、事実婚夫婦で、次の1)～3)を全て満たす方。

- 1) 特定不妊治療を終了した日に、ご夫婦の両方またはどちらか一方が長崎県内(長崎市と佐世保市は除く)にお住まいの方。
- 2) 妻の年齢(治療開始時の年齢)が43歳未満の方。治療開始時は投薬開始日をさします。
- 3) 県が指定する医療機関で特定不妊治療を受けられた方。

2. 長崎県内の指定医療機関

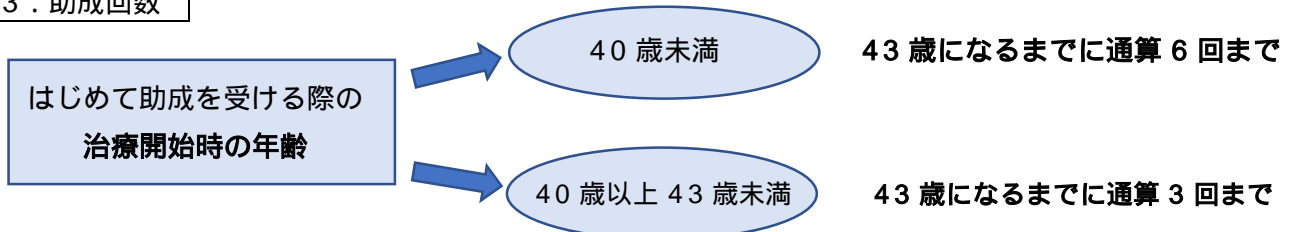
岡本ウーマンズクリニック(長崎市江戸町7-1 TEL:095-820-2864)

みやむら女性のクリニック(長崎市川口町1-1-108 TEL:095-849-5507)

長崎大学病院 産婦人科(長崎市坂本1-7-1 TEL:095-849-7361)

他県の医療機関で治療を受けた場合でも助成の対象となる場合がありますので、詳細は保健所窓口にお問い合わせください。

3. 助成回数



子を出生した場合、妊娠12週以降に死産に至った場合には、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。

4. 助成の対象となる治療内容

以下の A～F の治療内容

- A. 新鮮胚移植を実施
- B. 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施
(採卵・受精後、胚を凍結し母体の状態を整えるために 1～3 周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C. 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D. 体調不良等により移植の目処が立たず治療終了
- E. 受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
- F. 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止

精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）

採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、また状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象

5. 助成額

上記治療内容 A・B・D・E	1 回の治療につき 300,000 円を上限
上記治療内容 C・F	1 回の治療につき 100,000 円を上限
男性不妊治療	1 回の治療につき 300,000 円を上限

6. 必要書類

特定不妊治療費助成事業申請書（様式第 1 号） 申請者記載
特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第 2-1 号・2-2 号） 指定医療機関記載
指定医療機関が発行する領収書

夫婦の住民票の写し（続柄の記載のあるもの、発行日より 3 ヶ月以内のもの）

ご夫婦が別世帯の場合は夫及び妻の住民票抄本と戸籍謄本（戸籍上の夫婦が確認できるもの）が必要。

事実婚夫婦による申請の場合は、ご両人の戸籍謄本と申立書（様式 13 号）が必要。

同じ年度内の 2 回目以降の申請で、前回提出した住民票の発行日から 3 ヶ月以内に申請を行い、住所に変更がない場合は省略可能。

夫婦の前年の所得額（1 月～5 月に申請する場合は前々年の所得額）を証明する書類。

令和 2 年度内に申請する場合に必要。

同じ年度内の 2 回目以降の申請で所得審査の対象となる年が前回審査と同じである場合は省略可能。

所得額及び医療費控除等の各控除額が記載されているもの（市の発行する児童手当用所得証明書、課税証明書等）

7. その他

- ・子を出生し、これまでの助成回数のリセットを行う際には、世帯全員分の住民票、戸籍謄本が必要です。
- ・妊娠 12 週以降に死産に至った場合の回数のリセットを行う際には、死産届の写し、母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し、死産証明・死胎検案書のいずれかが必要になります。

申請・問い合わせの窓口

<長崎県特定不妊治療費助成事業について> 長崎県五島保健所 企画保健課 0959-72-3125

<五島市特定不妊治療費助成事業について> 五島市役所 国保健康政策課 0959-74-5831